

## 職員の懲戒処分について

令和8年6月15日

総務部

令和8年6月15日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

### 1 事案の概要

被処分者は、令和8年4月30日に死体損壊等の容疑により逮捕され、同年5月21日、刑法第190条死体損壊の罪により、旭川地方裁判所に刑事事件として起訴された。

また同月22日には殺人の容疑により再逮捕され、同年6月12日、刑法第199条殺人の罪により、旭川地方裁判所に追起訴された。

上記に伴う警察の捜査及び報道により、市民及び市政に大きな社会的及び経済的影響を与え、本市職員全体に対する信頼を損ない、市政全般の信用を失墜させた。

### 2 対象職員

旭川市旭山動物園 一般職 事務職員 鈴木 達也 33歳

### 3 処分内容

免職